

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報  
【公表】

整理番号	8
契約番号	31農振財契第162号
件名	堆肥袋詰め装置の購入
履行場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都有機農業堆肥センター 東京都青梅市新町6丁目7番地1号
概要	堆肥袋詰め装置 1台 本体 1. 全高:1,700mm以下 2. 全幅:1,200mm以下 3. 全長:1,700mm以下 容量:400ℓ以上 付属品 制御盤・秤・フットスイッチ (詳細は別紙仕様書のとおり)
納入期限	令和元年(1019年)9月30日
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない) ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者
格付	問わない
現場説明会	実施しない
入札予定日時	令和元年6月14日(金) 午前11時00分
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎 講堂(東京都立川市富士見町3-8-1)
希望申出期間	令和元年5月24日(金)から同月31日(金)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までは除く。)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課
希望申出時の提出書類	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「平成31・32年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。 (3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 【担当】 上原 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0505 FAX 042-522-5397 HPアドレス: <a href="http://www.tokyo-aff.or.jp/">http://www.tokyo-aff.or.jp/</a>
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都有機農業堆肥センター 【担当】 川手 住所 東京都青梅市新町6-7-1 電話 0428-33-3997

## 仕 様 書

- 1 件 名 堆肥袋詰め装置の購入
- 2 納入及び設置場所  
公益財団法人 東京都農林水産振興財団 東京都有機農業堆肥センター  
東京都青梅市新町6丁目7番地1号
- 3 納入期限  
令和元年（2019年）9月30日
- 4 物 件 堆肥袋詰め装置一式
- 5 基本仕様（企画・性能・付属品）
  - （1）本体（接合部ステンレス製、標準仕様）
    - ①全高 1,700mm以下
    - ②全幅 1,200mm以下
    - ③全長 1,700mm以下
    - ④容量 400ℓ 以上
  - （2）付属品 制御盤、秤、フットスイッチ
- 6 サポート体制
  - （1）首都圏にサポート拠点があり、迅速に対応可能な体制をとっていること。
  - （2）消耗品および部品が在庫されていること。
  - （3）特に定めのない事項については、その都度、担当者と協議を行うこと。
- 7 支払方法  
作業完了後に提出される完了届に基づき検査を行い、合格と認定した後、支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- 8 その他
  - （1）環境により良い自動車利用  
本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。  
ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。  
イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。  
なお、適合の確認のために当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
  - （2）運搬・設置・調整費用を含めて見積もること。
  - （3）暴力団排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。
  - （4）本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、当財団と協議し決定する。
- 9 連絡先  
〒198-0024 東京都青梅市新町6丁目7番地1号  
公益財団法人 東京都農林水産振興財団  
東京都有機農業堆肥センター 担当 川手  
TEL 0428-33-3997 FAX 0428-33-3998